

総務委員会

【付託案件】

- ・かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ・平成17年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)中、総務委員会の所管に関する歳入歳出全般
- ・土浦石岡地方広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少について
- ・土浦石岡地方広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- ・つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減及びつくば市等公平委員会規約の変更について
- ・和解について

審議の結果につきましては、全議案とも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【審議内容】

Q：損害賠償の積算根拠について伺う。

A：確たる算出根拠がないのが実情ですが、単に契約金額によって算定するものではありません。平成16年度の契約金額により、顧問弁護士の見解を参考にしました。

Q：業務停止期間はどのくらいか伺う。

A：指名停止の基準に照らし合わせ、平成17年8月1日から平成17年8月31日までの1箇月としました。

和解の内容

委員会では、議案第62号の和解について審議の結果、可決すべきものと決しました。

この内容については、法定・法定外公共物等業務委託を結んでいた業者から、個人情報インターネットの検索サイト上に表示されたことにより、業務委託契約上の義務違反に当たるとし、債務不履行による損害賠償を市より委託業者に請求したものです。相手方は、本件の対象が個人情報流出という重大な法的利益に関するものであると、市からの損害賠償請求(賠償金1,638,000円)を全面的に認め、同意することに至ったもので、相手方から民法695条及び同法696条の規定による和解の申し出が提出された内容です。



▲成沢砂防ダム

山内庄兵衛議員

Q 鯉養魚の今後の見通しは

A 県で耐性鯉の開発を進める

Q 鯉養魚の今後の見通しについて伺う。

A 環境経済部長 養殖再開の1つの方法として、コイヘルペスウイルス病が存在する環境においても発病しない鯉、いわゆる耐性鯉の開発が進められています。現在、県の内水面試験場を中心に、天然鯉から採卵孵化した鯉を一部の養殖業者

が試験的に育成をする取り組みを行なっており、その成果が期待されています。1日も早い鯉の養殖の再開に向け、県の関係機関のご指導を仰ぎ対応をしていきます。

Q 雪入山砂防ダムの設置について伺う。

A 市長 雪入の砂防ダムについては、県が事業

主体となり進めており、本市における土石流危険渓流箇所として、成沢・桜沢・峯川の3箇所が指定され、平成15年度で事業は終了しています。本件については、平成13年12月の議会でご質問を受け、県に要望をした経過があります。引き続き、要望をして行きたいと思っております。

質問事項

- 1.行政界について (1)市町村境界について
- 2.農水産行政について
  - (1)鯉養魚の見通しについて
  - (2)雑魚(アメリカナマズ)対策 (3)減反対策
- 3.土木行政について
  - (1)雪入山砂防ダムについて
  - (2)県が進めている緊急対策道 (3)栗田橋について
- 4.福祉行政について
  - (1)平成10年3月26日臨時議会で議決した角来地区の土地について

## 建設委員会

## 【付託案件】

- ・平成17年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）中、建設委員会の所管に関する歳入歳出全般
- ・平成17年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- ・市道路線の認定について
- ・市道路線の認定について

総合的な意見として市政運営は、市民の負担のもとに成り立っていますので、公正な予算執行に努めて頂きたいと要望しました。

## 【審議内容】

**Q：下水道の公共枘の耐用年数は何年か伺う。**

**A：**コンクリート製と塩化ビニール製のものがありますが、企業会計で言う耐用年数はあると思います。通常は大きな車両が乗るなどの外圧がかからなければ半永久的なものです。

**Q：市道④3424号線、市道④4366号線は、いつ頃から認定の計画をしたのか。**

**A：**市道④3424号線については、平成13年度に用地測量を終えています。市道④4366号線については、平成16年度に用地測量を終えています。

**Q：2路線とも都市計画上では無指定と聞いているが、もし無指定であれば将来を見据え、新設道路に水道管の埋設を考えているのか伺う。**

**A：**関係課と協議して参りたいと思います。



▲公共汚水枘設置状況



▲福祉センター建設予定地

## 文教厚生委員会

## 【付託案件】

- ・かすみがうら市地域福祉センター建設審議会条例の制定について
- ・かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- ・平成17年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）中、文教厚生委員会の所管に関する歳入歳出全般
- ・義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願
- ・「少人数学級」の導入によりきめ細かなゆきとどいた教育の実現を求める請願

旧霞ヶ浦町に同様な施設としてあじさい館があり、その内容が重複しないよう地域福祉センター建設審議会で見直しを含め検討するよう要望しました。

## 【審議内容】

**Q：福祉センター用地の土地だけを先行取得したことは、きわめて不透明な土地の購入だと思う。平成17年度供用開始が遅れた理由を伺う。**

**A：**あくまで2大事業を優先させて、その中で福祉センターに見合う補助事業を導入しながら事業推進を図ったところでしたが、福祉センターの規模が3億円からという大きな事業ですので、これに見合う適切な補助事業の導入には至らなかったということです。

**Q：建設の設計は進んでいるのか伺う。**

**A：**計画の内容は、平成14年度に基本計画、プランニングの図面等を作成した経過があります。

**Q：医療福祉費の制度の見直しの中で、所得制限については県とまったく同じか伺う。**

**A：**そのとおりです。